

# 福岡県公報

平成22年9月1日  
第3155号

## 目次

### 告示(第1407号 - 第1417号)

青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	.....	1
保安林の皆伐面積の限度の公表	(森林保全課)	.....	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	2
漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(漁業管理課)	.....	3
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	.....	4
農業振興地域の区域の変更	(農山漁村振興課)	.....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	7
公 告			
平成21年度技能検定(後期)の実施	(職業能力開発課)	.....	7
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	.....	10
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	.....	11
一般競争入札の実施	(システム管理課)	.....	13
落札者等の公示	(警察本部会計課)	.....	17
公安委員会			
少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	.....	17
雑 報			
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	.....	17

## 告 示

福岡県告示第1407号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代9月号	雑誌15277-09	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報9月号	雑誌05167-9	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント9月号	雑誌05267-9	株式会社竹書房	
	4	新制稲川会総覧	雑誌65583-07	株式会社竹書房	
	5	別冊実話時代 Vol.9	雑誌15278-08	株式会社メディアボーイ	
	6	タトゥー・ライフスタイル Vol.28	雑誌68297-96	株式会社KMエージェンシー	

福岡県告示第1408号

平成22年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	1925.94
"	土砂流出防備保安林	"	"	595.96
"	水源かん養保安林	筑後川	"	2081.50
"	土砂流出防備保安林	"	"	839.87
"	干害防備保安林	うきは市	うきは市	0.56
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	2870.13
"	土砂流出防備保安林	"	"	765.63
"	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	4.20
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	3705.19
"	土砂流出防備保安林	"	"	326.82
"	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.08
"	"	宮若	宮若市	0.44
"	"	飯塚	飯塚市	0.84
"	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	1158.71
"	土砂流出防備保安林	"	"	310.68
"	水源かん養保安林	今川	"	2466.00
"	土砂流出防備保安林	"	"	827.20
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	692.87
遠賀川	"	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	1111.09

福岡県告示第1409号

福岡県知事 麻生 渡

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年7月福岡県告示第1095号古賀都市計画下水道事業古賀公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年9月1日

- 1 施行者の名称  
古賀市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
古賀都市計画下水道事業古賀公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和41年7月20日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成20年7月2日福岡県告示第1095号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1410号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字小保 "	古賀 雅 敏 西 正 好	大川漁業協同組合の地区 (特定のり大川加入区)	のり養殖業
大川市大字大野島 "	蔵 重 靖 彦 藤 井 正 敏	大野島漁業協同組合の地区のうち大野島東町地区、大野島中町地区 (特定のり大野島第1加入区)	のり養殖業
大川市大字大野島 "	島 崎 幸 則 島 崎 博 喜	大野島漁業協同組合の地区のうち大野島南町地区 (特定のり大野島第2加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 "	山 田 英 明 山 口 高 義	川口漁業協同組合の地区のうち下新田地区 (特定のり川口第1加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 "	山 田 芳 彦 黒 田 洋 児	川口漁業協同組合の地区のうち安中地区 (特定のり川口第2加入区)	のり養殖業

大川市大字新田 大川市大字紅粉屋	山 田 直 年 龍 寛 太	川口漁業協同組合の地区のうち三条野地区 (特定のり川口第3加入区)	のり養殖業
柳川市稲荷町 柳川市筑紫町	内 田 光 夫 高 口 義 勝	沖端漁業協同組合の地区のうち柳川市筑紫町の地区 (特定のり沖端第1加入区)	のり養殖業
柳川市稲荷町 "	朱牟田 新 作 古 賀 弘 彦	沖端漁業協同組合の地区のうち柳川市稲荷町、鬼童町の地区 (特定のり沖端第2加入区)	のり養殖業
柳川市矢留本町 "	松 田 哲 也 石 橋 政 典	沖端漁業協同組合の地区のうち柳川市矢留本町、吉富町の地区 (特定のり沖端第3加入区)	のり養殖業
柳川市矢留町 "	平 野 年 吉 石 橋 三 四	沖端漁業協同組合の地区のうち柳川市矢留町の地区 (特定のり沖端第4加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 柳川市大和町鷹ノ尾	飯 星 親 治 河 野 一 寛	大和漁業協同組合の地区のうち旧北二重地区 (特定のり大和・旧北二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	堤 津 幸 人 村 奉 文	大和漁業協同組合の地区のうち新北二重地区 (特定のり大和・新北二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	西 田 昭 治 西 田 保 二	大和漁業協同組合の地区のうち西二重地区 (特定のり大和・西二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	西 田 敏 之 西 田 圭 志	大和漁業協同組合の地区のうち南二重地区 (特定のり大和・南二重加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	松 藤 夏 樹 松 藤 秀 貴	大和漁業協同組合の地区のうち西在內山地区 (特定のり大和・西在內山加入区)	のり養殖業

柳川市大和町中島 "	平川 久幸 平川 一紀	大和漁業協同組合の地区のうち 上ヶ地地区 (特定のり大和・上ヶ地加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 柳川市大和町中島三五平	坂井 卓司 河島 七月	大和漁業協同組合の地区のうち 三五平地区 (特定のり大和・三五平加入区)	のり養殖業
柳川市大和町鷹ノ尾 "	釘崎 憲三 平河 和広	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の東上町地区 (特定のり中島第1加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	黒田 隆一 田中 祐次	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の西上町地区 (特定のり中島第2加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 柳川市大和町鷹ノ尾	荒牧 広信 田中 豊喜	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の中町地区 (特定のり中島第3加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	甲斐田 晋一郎 森田 繁行	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の下町地区 (特定のり中島第4加入区)	のり養殖業
柳川市大和町六合 みやま市高田町徳島	田中 輝義 田中 一馬	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の鷹尾東地区、鷹尾西地区、江崎地区及び高田町大字徳島の地区 (特定のり中島第5加入区)	のり養殖業

福岡県告示第1411号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称  
株式会社 寿石油

- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県福岡市中央区大手門三丁目11番23号
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成22年7月5日

福岡県告示第1412号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第6676号）により指定した杷木農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県朝倉農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

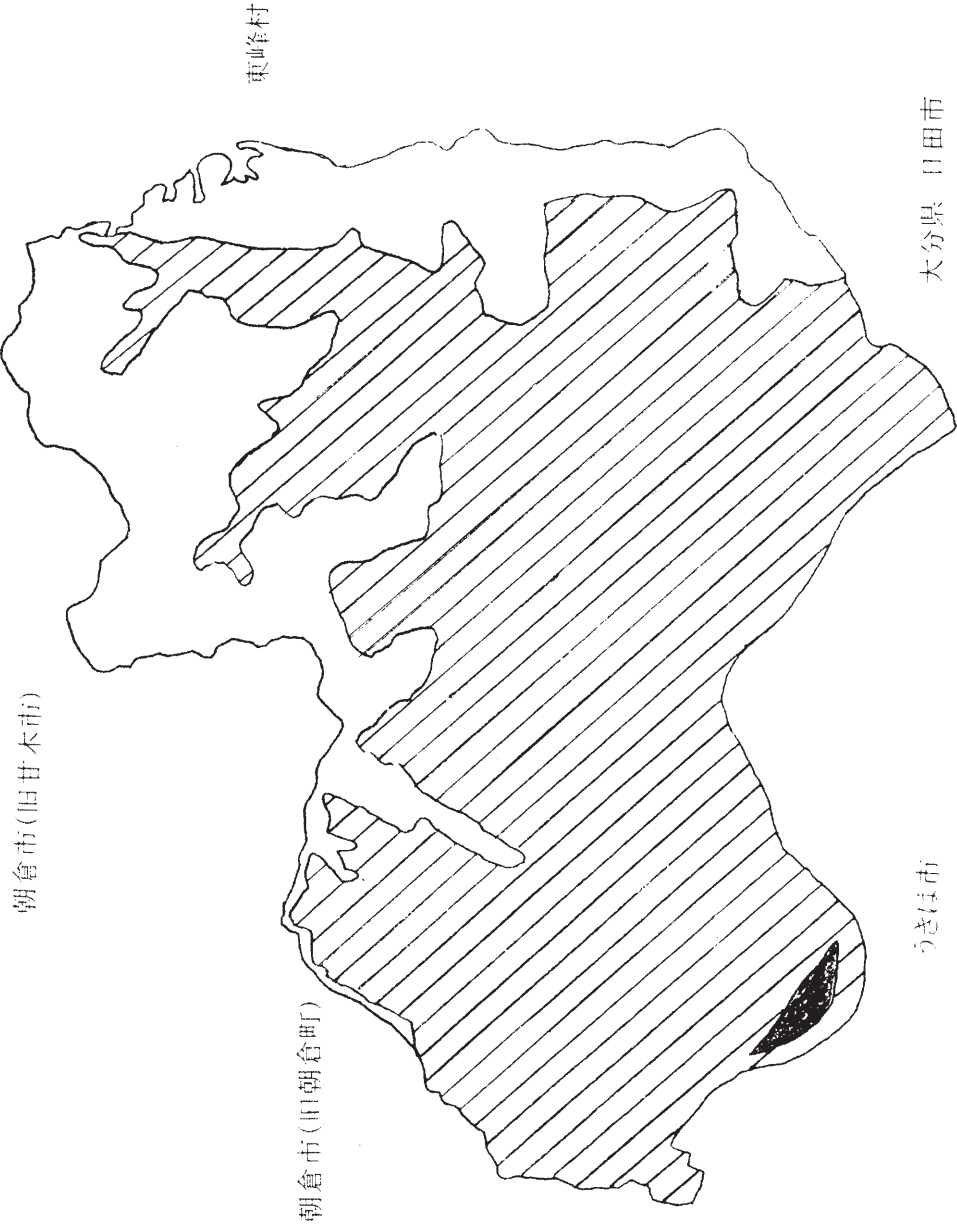
平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 農業振興地域名  
杷木地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲  
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

杷木農業振興地域の区域を表示した図面  
 (朝倉市(旧杷木町))

凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回除外する区域	●



## 福岡県告示第1413号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年8月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人大牟田旬鮮組

## (2) 代表者の氏名

古賀 正廣

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市大字倉永3982番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、大牟田で生産される農産物（加工品含む）を通じ、農業に従事する者、団体、消費者との交流や支援を行い、活力ある地域農業の実現に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1414号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年8月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人トータルサポート 鈴蘭の会

## (2) 代表者の氏名

松浦 尚人

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡広川町大字久泉909番地17

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームレス状態に置かれた人々及び刑務所から出所した人々や失業者等ホームレス状態に置かれるおそれのある人々に対し、社会的処遇の改善及びその安定した雇用の場の確保、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保等による自立支援に関する事業を行い、これらの人々の社会福祉の向上を図るとともに、貧困等による犯罪の減少に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1415号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年8月13日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人愛山会

## (2) 代表者の氏名

青木 謙次

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町朝日660番地18

## (4) 定款に記載された目的

このNPO法人愛山会は、荒廃を辿る山林等の、環境改善とその原因である、山村過疎対策として、地域住民参加による植林や、伐採、リサイクルに関する事業を行うこととして、村興しや、環境の保全に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1416号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年8月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 八女ベーゼンドルファー音楽祭プロジェクト

## (2) 代表者の氏名

内野 健一

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市本町164番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、八女市民の文化向上のため、八女地域の文化芸術活動の振興を行い、豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	須 磨 園 南原曾根線	前	行橋市大字須磨園1番1 先から 京都郡苅田町大字鋤崎691 番1先まで	8.0 ~ 17.0	918.0
			後	同上	9.5 ~ 17.8	918.0

## 公 告

### 公告

平成22年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

## 2 等級別職種

## (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

## (2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御

タレットパンチプレス板金作業)、ロープ加工(ロープ加工作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメーキング作業)、和裁(和服製作作業)、製版(DTP作業)、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、自動ドア施工(自動ドア施工作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業及び組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び義肢・装具製作(義肢製作作業及び装具製作作業)

## (3) 3級

機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

## (4) 単一等級

エーエルシーパネル施工(エーエルシーパネル工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

## 3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

## (1) 実技試験

## ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、特級及び単一等級の技能検定については一律16,500円とし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検 定 職 種	技能検定試験手数料
さ く 井	16,500円
工 場 板 金	16,500円
口 ー プ 加 工	16,500円
機 械 検 査	15,400円
機 械 保 全	16,500円
半 導 体 製 品 製 造	16,500円
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	16,500円
自 動 販 売 機 調 整	16,500円
鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	16,500円
時 計 修 理	16,500円
空 気 圧 装 置 組 立 て	16,500円
油 圧 装 置 調 整	16,500円
農 業 機 械 整 備	16,500円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	16,500円
婦 人 子 供 服 製 造	15,400円
和 裁	14,900円
製 版	16,500円



強化プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円
パン製造	16,500円
菓子製造	16,500円
建築大工	16,500円
かわらぶき	16,500円
配管	16,500円
厨房設備施工	16,500円
型枠施工	16,500円
鉄筋施工	16,500円
コンクリート圧送施工	16,500円
防水施工	16,500円
カーテンウォール施工	16,500円
自動ドア施工	16,500円
ガラス施工	16,500円
機械・プラント製図	14,900円
電気製図	14,900円
金属材料試験	16,500円
塗装	16,500円
義肢・装具製作	16,500円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検 定 職 種	技能検定試験手数料
機械検査	10,300円
電気機器組立て	11,000円
プリント配線板製造	11,000円
時計修理	11,000円
冷凍空気調和機器施工	11,000円

和裁	9,900円
建築大工	11,000円
配管	11,000円
機械・プラント製図	9,900円
電気製図	9,900円

#### イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成22年11月29日（月曜日）から平成23年2月20日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

#### ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成22年11月19日（金曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

#### (2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

#### イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 1級及び2級 ロープ加工、機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験	平成23年1月23日 （日曜日）	
(イ) 3級 機械検査、電気機器組立て及び配管		
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て		

<p>、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>(イ) 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図</p> <p>(ウ) 3級 時計修理、冷凍空調和機器施工及び機械・プラント製図</p> <p>(エ) 単一等級 エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工</p>	<p>平成23年1月30日 (日曜日)</p>	<p>福岡県職業能力開発協会が指定する場所</p>
<p>(ア) 1級及び2級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、建築大工、かわらぶき、自動ドア施工、電気製図、塗装及び義肢・装具製作</p> <p>(イ) 3級 プリント配線板製造、和裁、建築大工及び電気製図</p> <p>(ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工</p>	<p>平成23年2月6日 (日曜日)</p>	

#### 4 受検手続及び受付期間

##### (1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140

円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

##### (2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成22年9月27日（月曜日）から同年10月8日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成22年10月8日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 5 合格者の発表等

##### (1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

##### (2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

##### (3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

#### 6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3601）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

久山都市計画道路3・4・1号山ノ神深井線、3・3・2号粕屋久山線、7・4・1号牛見ヶ原宮林線、7・4・2号牟多田山ノ神線、7・4・3号清水高橋線及び7・4・4号高橋原線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年10月4日（月）午後7時から9時まで

(2) 場所

久山町役場会議室（粕屋郡久山町大字久原3632）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

名称	位置	面積
3・4・1号山ノ神深井線	起点 久山町大字久原字松浦 終点 久山町大字久原字薦附 主な経過地 久山町大字久原	約2,830メートル
3・3・2号粕屋久山線	起点 久山町大字久原字原 終点 久山町大字山田字名子山 主な経過地 久山町大字山田	約5,570メートル
7・4・1号牛見ヶ原宮林線	(廃止する)	
7・4・2号牟多田山ノ神線	起点 久山町大字猪野字牟多田 終点 久山町大字久原字松浦 主な経過地 久山町大字猪野	約1,670メートル
7・4・3号清水高橋線	起点 久山町大字久原字滝ヶ下 終点 久山町大字久原字峯之元 主な経過地 久山町大字久原 起点 久山町大字久原字峯之元	約950メートル

7・4・4号高橋原線	終点 久山町大字久原字橋田 主な経過地 久山町大字久原	約2,000メートル
------------	--------------------------------	------------

(2) 閲覧

同案については、平成22年9月1日から同月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久山町田園都市課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年9月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年9月1日

## 福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子調達システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む）

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

コ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

カ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

キ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

カ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成22年9月17日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 賃貸借契約の名称及び種類

電子調達システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む。）

## (2) 調達物品の仕様等

入札仕様書による。

## (3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

## (4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC（インターネットデータセンター）

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、平成22年9月17日（金）までに次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年10月4日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業 種 名	等級
05	02	電子通信機器	AA
13	04	調査統計	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

- (2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書等を、仕様書の機能証明書等作成要領に従い作成し、平成22年9月17日（金）までに、システム管理課運用班（県庁行政棟6階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、システム管理課運用班から補正又は説明を求められた場合に、平成22年9月27日（月）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者  
(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部システム管理課運用班（県庁行政棟6階）  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。

- 7 契約書作成の要否  
要

- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間  
平成22年9月1日（水）から平成22年9月10日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 交付場所  
5の部局とする。

- 10 入札説明会の開催

- (1) 日時  
平成22年9月8日（水） 午前10時30分から

- (2) 場所  
福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁行政棟 地下1階 12号会議室

- (3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成22年9月7日（火）午後5時00分までに電子調達システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定者報告書をファクシ

りで提出すること。

送付先 総務部システム管理課運用班 FAX番号：092 - 643 - 3121

#### 11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

##### (1) 提出場所

5の部局とする。

##### (2) 受領期限

平成22年10月4日(月) 午後5時00分

##### (3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必着)により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開封《電子調達システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《電子調達システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

##### (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行する

ことができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

#### 12 開札

##### (1) 日時

平成22年10月5日(火) 午前11時00分

##### (2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟6階 システム管理課ミーティングルームA

##### (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

##### (4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

#### 13 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

##### (2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成22年10月1日(金)午後4時までにシステム管理課運用班へ「保証金等納付書」(システム管理課運用班で入手すること。)を添えて納付又は提供すること。(入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。)

##### (3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Electronic Data Interchange System

(2) Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 4 October , 2010

(5) Contact Point for Notice

Systems Management Division,

Fukuoka Prefectural Office,

7-7, Higashikoen , Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan

TEL 092-643-3198

FAX 092-643-3121



## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 落札に係る特定役務の名称

福岡県警察通信指令システム一式賃貸借

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成22年8月9日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

N E C キャピタルソリューション株式会社九州支社

## (2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2,512,648,656円

## 6 契約の相手方を決定した手続

地方自治法施行令167条の2第1項第8号により随意契約

## 7 入札公告日

平成22年6月18日

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第244号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条

第1項の規定に基づき、次の者を平成22年8月19日付けで少年指導委員として委嘱する

ので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成22年9月1日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
木下一徳	0944-74-0110 柳川警察署（少年係）	柳川警察署の管轄区域

## 雑報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成22年9月1日

財団法人消防試験研究センター 理事長 関口和重

## 1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

## 2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成22年11月28日（日曜日） 午前10時から
太宰府	太宰府市五条3-11-25 日本経済大学	
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学おばせキャンパス	

## 3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	平成22年9月16日から 平成22年10月1日まで (消印有効)	(財)消防試験研究センター 福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送または窓口 へ持参
電子申請 <sup>(注)</sup>	平成22年9月13日から 平成22年9月28日まで	(財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> <a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp">http://www.shoubo-shiken.or.jp</a>	

(注) 平成22年4月1日よりインターネットから受験申請ができるようになりました。  
詳しくは(財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

#### 4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

#### 5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812 - 0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092 - 282 - 2421